

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、創業以来長年培ってまいりました家電小売業への取り組みを強化し、変化の激しい事業環境に迅速かつ的確に対応できる経営管理組織を目指しております。

当社は、営業の現場の実態を熟知し、実効性・効率性のある意思決定を行うため、取締役の多くが業務執行を担当し、一方で、社内出身者とは異なる客観的視点を活用するとともに経営体制の強化と透明性の更なる向上を目的として、独立役員である社外取締役、社外監査役を選任するなど、現在の取締役、監査役制度を一層強化しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、株主、投資家の皆様へは、経営の透明性の観点から、迅速かつ正確な情報開示に努めていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作り、招集通知の英語訳】

現状の当社の議決権行使比率や株主構成比率等を勘案し、現在は電子行使や招集通知の英語訳を行っておりません。今後についてはこれらの比率の動向を見ながら検討して参りたいと考えております。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社は現状の株主構成を勘案し、英語での情報開示は行っておりません。後は株主構成の変化に応じて、対応を検討して参りたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社の政策保有方針につきましては、「有価証券報告書」に記載の通り、取引関係の強化や事業の円滑な推進を目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有する方針とし、総資産に占める割合、保有目的の適格性、取引関係から得られる利益や配当等も勘案し、四半期毎に株価・評価損益・業況等を取締役会に報告の上、総合的に見直しを行い、保有意義が希薄化したと判断される株式等については保有先等との対話・交渉を実施しながら、適宜処分も進めております。

議決権行使基準については、保有目的に照らして対応するとともに、発行会社のガバナンス体制や業績等を総合的に勘案して行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の取引等、利益相反が生ずる可能性のある取引については、全て取締役会での審議・決議を必要とする旨の社内規程を定めております。また、当社役員及びその近親者（各々が議決権の過半数を有する会社を含む）と当社との間の取引の有無を毎年定期的に確認しております。加えて、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」にも記載の通り、業務の適正を確保するための体制の中で、公益通報制度も設けて、監視できる体制としております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の資産運用受託機関において長年にわたり資産運用に携わった経験・知見を有する人材を社内コンサルタントとして任用しております。

資産運用においては「従業員のための健全且つ安定的な資産形成」を基本方針とし、伝統四資産による固定的な運用を避け、運用環境の変化にあわせて機動的にポートフォリオの組み替えを行う他、将来の運用環境の悪化に備えて2019年度よりリスク対応掛金の拠出を始めることで当社財務への影響を可能な限り排除する体制としております。

また、資産運用委員会の活動を通じてこれらの運用成果を四半期毎に検証して運用の改善を継続的に行うとともに、資産運用委託機関のステークホルダーシップ活動に関する報告を求め、モニタリングする体制としております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は2006年6月より「JoshinまごころCSR報告書」（現在は「Joshinまごころ統合報告書」）にて経営理念等を公表し、開示しております。（「まごころ統合報告書」については当社ホームページ（<http://www.joshin.co.jp/joshintop/csr.asp>）にも掲載しております）

中期経営計画については、一昨年5月に3か年の『JT-2020経営計画』を策定し公表いたしました。今後の持続的な成長の礎とすべく、時代の変化に即応できるチャレンジ精神あふれる企業風土の醸成を計画の柱とし、2020年3月期の最終年度に売上高4,050億円、自己資本比率43%以上等の数値目標を目指しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、「まごころ統合報告書」及び「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」等にて開示しておりますが、当社は創業以来培ってまいりました家電小売業への取り組みを強化し、変化の激しい事業環境に迅速かつ的確に対応できる経営管理組織を目指しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

取締役の報酬等については株主総会の決議により報酬の総額を定めることとなっており、金銭報酬は年額240百万円の範囲内と定め、個々の配分につきましては、取締役会の諮問を受けた「指名・報酬委員会」において審議し、その答申を受けて取締役会で決定いたします。また、取締役の報酬総額の内一定比率を業績連動型の株式報酬とする制度を、株主総会の決議により定めております。本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う方針と手続き

取締役の選解任にあたっては、当社の経営方針、事業内容、課題等に関して知識、理解、経験を有し、当社の中長期的な企業価値向上に貢献し得る人材であることを基本とし、取締役会の諮問を受けた「指名・報酬委員会」において審議し、その答申を受けて取締役会で決定いたします。

監査役については当社の事業運営及び経営・内部統制・財務等の管理について経験を有する者で、その経歴に基づく見識を監査に活かすことができる人材を、監査役会の同意を得て指名しております。

また、社外取締役、社外監査役につきましては、ご出身の各分野において豊富な経験と高い見識を有していること、及び独立性を有していることを重視し、取締役会、監査役会でその機能を発揮していただいております。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補者につきましては、候補者個々の略歴や兼職の状況と合わせて「株主総会招集ご通知」の参考書類に開示しております。

取締役の選解任にあたっては公正かつ透明性の高いプロセスを経よう、取締役会の諮問を受けた「指名・報酬委員会」において審議し、その答申を受けて取締役会で選解任案を決定いたします。

監査役の選解任につきましては、監査役会での協議結果を受け、取締役会で選解任議案を決定いたします。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は会社運営における、最高意思決定機関であります。各取締役に対しては各事業部門の本部長ないしは部門長としての役目を担い、各事業における責任者として高度な判断を求めています。また取締役会規則・執行役員規程・業務分掌規程・稟議決裁規程等により委任の範囲を詳細に定め、経営方針に規する事項については、取締役会の承認事項と定めております。

取締役会は、月2回の定例の取締役会のほか必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、加えて毎週執行役員会も行い、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次監督しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社において、独立性判断基準は、会社法の求める社外役員の社外性要件、証券取引所の求める独立性基準とともに満たすことを基本とし、企業価値および株主利益の向上に寄与することができる適切な人材を、社外役員候補者として、株主総会での承認のもと独立役員として証券取引所に届け出ております。

独立性の判断基準は「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」にて、開示しております。

なお、独立性判断基準は適宜取締役会の諮問を受けた「指名・報酬委員会」において審議し、その答申を受けて取締役会で決定いたします。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」で開示しております通り、当社は営業の現場の実態を熟知し、実効性・効率性のある意思決定を行うため、取締役の多くが業務執行を担当しております。また、取締役会の実効性を高めるため、企業経営の実務に明るい人材や法律の専門家を独立社外取締役としております。当社は経営責任を明確にするために取締役の任期を1年とし、任期満了の都度、知識・経験・能力のバランス、イノベーションの気概、変化への柔軟性等を、多様性及び規模をもとに総合的に評価し、取締役会の諮問を受けた「指名・報酬委員会」において審議し、その答申を受けて取締役会で候補者を決定し、株主総会の決議を得ることとしております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況】

取締役・監査役を候補者として株主総会に諮る際には、兼職の状況を「株主総会招集ご通知」の事業報告や参考書類において開示しております。他の上場企業の社外役員との兼職者もありますが、当社取締役会、監査役会への出席に特段の支障もなく、兼職社数も合理的範囲にとどまっております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社では、中長期的な企業価値及び株主利益の向上を目指し、その中核的役割を担う取締役会の実効性を向上させる取り組みを継続的に推進いたしております。2019年3月期につきましても、社外取締役と監査役による「取締役会評価委員会」を組織し、取締役会の構成員であるすべての取締役、監査役を対象として、取締役会の実効性に関する調査を行いました。無記名式アンケートの他、社外取締役と社外監査役による取締役インタビューを実施し、それら調査結果の分析をもとに取締役会が有効に機能していることを取締役会で確認するとともに、調査の過程でなされた建設的な意見・提言を、取締役会の実効性の一層の向上に資する課題として抽出し、アクションプランを定めて取り組んで参ります。2019年3月期の取締役会の実効性に関する評価結果の概要につきましては、2019年6月18日に開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な知識の更新等の研鑽の機会を提供しております。取締役、監査役、執行役員に対しては、外部講師による会社法、金融商品取引法その他法令上の権限、義務の他、当社の経営実務に必要な法令その他関連知識・スキルの習得及び更新に必要な役員トレーニングを継続的に行っております。一方で、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家から都度助言を受ける体制も充実させております。取締役の多くは当社各事業の本部長や部門長の役割を担っており、各事業における責任者として高度な判断を要する業務に就いていることから、各業務を遂行して行く上で、トータルなトレーニングは欠かせないものと考えております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

情報開示に関する基本的な考え方や枠組みについては、「まごころ統合報告書」にて開示しております。具体的なIRに関する活動状況については、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」にも記載の通り、株主総会のみならず、株主を含めた年2回の取引先説明会や機関投資家向けのショートミーティング、個人向けIRセミナー等の対話の場を設けるとともに、日常的に電話やホームページ上での質問、要望にも都度適切に対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
上新電機社員持株会	1,748,232	6.49
第一生命保険株式会社	1,350,000	5.01
株式会社りそな銀行	1,251,010	4.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	878,900	3.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	750,800	2.78
三井住友信託銀行株式会社	600,000	2.22
三菱UFJ信託銀行株式会社	571,603	2.12
シャープ株式会社	542,500	2.01
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	506,500	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	455,700	1.69

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

1. 【大株主の状況】は、2019年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 上記表内の割合（％）は、自己株式（1,858,142株）を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野崎 清二郎	他の会社の出身者								△			
内藤 欣也	弁護士											○
山平 恵子	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野崎 清二郎	○	野崎清二郎氏は、当社の取引銀行である株式会社りそな銀行の出身者であります。また同行退職後は、当社とは取引の無い事業法人や医療法人の役員を歴任しております。	野崎清二郎氏は、金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、企業経営における豊富な経験と高い見識を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から、当社の企業活動に助言・提言を受けることができると判断しました。なお、同氏は株式会社りそな銀行の出身者ですが、当社の銀行取引に占める同行の割合は突出しておらず、独立性に影響を与えることはありません。また、同氏と当社との間に特別の利害関係も無く、一般株主と利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員に指定しております。
			内藤欣也氏は、弁護士としての専門的な知識・経験を生かし、客観的で広範かつ高度な視野から、当社のコンプライアンス経営について助

内藤 欣也	○	弁護士(当社との取引関係はありません)	言・提言を受けることができると判断しました。また、同氏と当社との間に特別の利害関係も無く、一般株主と利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員に指定しております。
山平 恵子	○	——	山平恵子氏は、企業経営における豊富な経験と高い見識を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から、当社の企業活動に助言・提言を受けることができると判断しました。また、同氏と当社との間に特別の利害関係も無く、一般株主と利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明	更新
------	----

代表取締役、取締役等の指名及び報酬、並びに最高経営責任者の後継者計画等の人事の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性・透明性を確保し、コーポレートガバナンスを強化するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方に相当する機能を担う任意の委員会であり、独立社外取締役、代表取締役及び取締役会の決議により選任された取締役で構成されるものとし、委員長は独立社外取締役の中から互選により選任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から、監査役会に対して決算及び四半期決算に関する監査内容や結果の報告が行われるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるため必要に応じて能動的に連携を図っていくよう努めております。

内部監査機能として、社長直轄の監査部が各部門の内部監査を定期的に行い、業務執行状況のチェックと不正や過誤の防止及び業務改善の助言を行っており、内部監査の結果等については毎月定期的に監査役へ報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
橋本 雅康	他の会社の出身者										△			
早川 芳夫	公認会計士										△			

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本 雅康	○	橋本雅康氏は、当社の取引銀行である株式会社りそな銀行の出身者であります。退職後8年が経過しております。また同行退職後は、りそなカード株式会社にて業務を執行しておりました。りそなカード株式会社と当社との取引額は極めて微少であります。	橋本雅康氏は、金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、カード会社の執行役員としての経験を有しており、客観的で公正中立的な立場から取締役の監視とともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けることができると判断しました。なお、同氏は株式会社りそな銀行及びりそなカード株式会社の出身者ですが、当社の銀行取引に占める株式会社りそな銀行の割合は突出しておらず、りそなカード株式会社との取引額は極めて微少であり、独立性に影響を与えることはありません。また、同氏と当社との間に特別の利害関係も無く、一般株主と利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員に指定しております。
早川 芳夫	○	早川芳夫氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身者であります。退職後8年が経過しております。また同監査法人退職後は、個人会計士事務所の開設や、当社とは取引の無い学校法人や事業法人の役員を歴任しております。	早川芳夫氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験を生かし、公正中立的な立場から取締役の監視とともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けることができるものと判断しました。なお、同氏は当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身者ですが、当社を担当したことは無く、独立性に影響を与えることはありません。また一般株主と利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員に指定するものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

5 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、業績及び株式価値と当社取締役(社外取締役を除く。以下同様)の報酬との連動性をより明確にし、当社取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2017年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、当社取締役に対する業績連動型報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を2017年9月1日に導入しております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に従って、当社が当社取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて当社取締役にに対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当社取締役の退任時となり、本制度の対象となる期間は、2018年3月末で終了する事業年度から2020年3月末で終了する事業年度までの3年間となります。また、業績連動株式報酬に係る指標は、連結損益計算書における経常利益としております。当該指標を選択した理由は、従業員に支給する業績連動賞与(決算賞与)に係る指標を経常利益と定めていることから、業績目標の達成に向けて労使が一体となって営業施策を遂行することを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

【役員報酬の内容】

1. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 9名 189百万円

監査役 4名 42百万円

※うち社外役員(4名)に対する報酬等は30百万円であります。なお、取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した、株式報酬引当金繰入額41百万円が含まれております。

2. 取締役賞与金の支給額

当事業年度中の支給はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については株主総会の決議により報酬の総額を定めることとなっており、金銭報酬は年額240百万円の範囲内と定め、個々の配分につきましては、取締役会の諮問を受けた「指名・報酬委員会」において審議し、その答申を受けて取締役会で決定いたします。また、取締役の報酬総額の内一定比率を業績連動型の株式報酬とする制度を、株主総会の決議により定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催日・議案等については、事前に通知するとともに、必要に応じて主旨説明を担当役員から行う体制をとっております。また、社外監査役については、毎月2回行われる監査役ミーティングにおいて、会社の動向等を報告し、取締役会等で適切な提言・助言ができるようにサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
土井 栄次	相談役	経営に関する助言等	非常勤、報酬有	2019/06/25	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新

1名

その他の事項 更新

当社は取締役会の決議により、相談役等を選任しております。

長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見から、経営について必要に応じて助言を求めることがあります。ただし、経営全般の意思決定には一切関与していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、営業の現場の実態を熟知し、実効性・効率性のある意思決定を行うため、取締役の多くが業務執行を担当しております。一方で、社内出身者とは異なる客観的視点を活用するとともに経営体制の強化と透明性の更なる向上を目的として、2014年6月以降に開催の定時株主総会において毎年、独立役員である社外取締役を選任しており、2019年6月以降に開催の定時株主総会においては、社外取締役を3名選任しております。

さらに、当社は、監査役制度の充実強化を進めており、監査役4名のうち2名は社外監査役であり、3名は常勤監査役であります。また、当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名(社外監査役)を選任しております。なお、社外監査役と当社の間の関係につきましては、人的関係、資本的関係または取引関係その他において特別な利害関係はありません。

取締役会は、月2回の定例取締役会のほか必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務遂行の状況を逐次監督しております。なお、取締役会の機能強化・意思決定の迅速化による経営の効率化と業務執行のスピードアップを図るため、2016年6月より執行役員制度を導入しております。

監査役会は、監査役会規則に基づき、法令・定款に従い監査役の監査方針を定めるとともに、各監査役の報告に基づき監査報告書を作成しております。監査役は取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等により、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監督・監査しております。

また、代表取締役、取締役等の指名及び報酬、並びに最高経営責任者の後継者計画等の人事の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性・透明性を確保し、コーポレートガバナンスを強化するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。なお、指名・報酬委員会は、独立社外取締役、代表取締役及び取締役会の決議により選任された取締役で構成されるものとし、委員長は独立社外取締役の中から互選により選任しております。

内部監査機能として、社長直轄の監査部(11名)が各部門の内部監査を定期的に実施し、業務執行状況のチェックと不正や過誤の防止及び業務改善の助言を行っており、内部監査の結果等については毎月定期的に社長及び監査役へ報告しております。また、監査部は、会計監査人と連携しながら財務報告に係る内部統制について評価範囲内の全プロセスに対してその整備面、運用面に不備がないかを確認する体制を整えております。

CSR委員会(内部統制プロジェクト及びコンプライアンス・プロジェクトを統括)では、コンプライアンス統括責任者(経営管理本部長を務める取締役)を委員長に、各部門責任者、子会社の代表者、労働組合代表者を委員とし、オブザーバーとして監査役に参加を求めています。

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と、事業年度毎の経営責任の明確化を図るため、2003年6月の定時株主総会において、取締役任期を2年から1年に短縮しており、また、2005年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止しております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役全員との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

当社は、弁護士事務所と顧問契約をしており必要に応じてアドバイスを受けております。また、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から、公正不偏の立場から会計監査及び内部統制監査を受けるとともに、監査役会に対して決算及び四半期決算に関する監査内容や結果の報告が行われております。

【会計監査の状況】(2019年3月期)

1. 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

指定有限責任社員・業務執行社員 平岡 義則 EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員・業務執行社員 内田 聡 EY新日本有限責任監査法人

(注)1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

2. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名

その他 13名

3. 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 40百万円

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 一百万円

4. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2016年6月より執行役員制度を導入しております。月2回の定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会の他に、執行役員会を毎週開催し、取締役会への議案上程に先立ち当該会議にて予め詳細な情報提供を行う体制をとっております。その結果、取締役会でのより活発な議論を促す効果も出ており、経営の意思決定の迅速化とガバナンスの強化にも繋がっています。なお、執行役員には女性も登用しております。さらに、社内出身者とは異なる客観的視点を活用するとともに経営体制の強化と透明性の更なる向上を目的として、2014年より1名、2017年より2名、2019年より3名独立社外取締役を選任し、社外監査役2名とあわせて5名の独立社外役員体制となっております。この体制により経営的観点での貴重な意見や提言を受け、経営の活性化に役立てております。なお、独立社外取締役には女性も登用しております。また、監査役4名のうち3名は常勤監査役であり、監査役制度の充実強化も進めております。2016年度より、取締役会の諮問機関として社外取締役と監査役で構成する取締役会評価委員会も設置し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めており、独立社外取締役を含めた経営の監視体制並びに、企業価値の向上を目指す上で、現状十分機能する体制が整っているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前を目処に発送しております。なお、TDnetや当社ホームページ(http://www.joshin.co.jp/)上において、株主総会の招集通知を発送日前に掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	できるだけ多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、株主総会開催日は集中日を回避した日程を設定するよう努めております。
その他	当社ホームページ上において、株主総会の招集通知を掲載しており、また、株主総会終了後、決議通知とともに『営業のご報告』として各種会社情報を記載した冊子を株主の皆様へ送付しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象としたIRセミナーを適時実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家、アナリスト等の要請に応じるため、適時、ミーティング形式での個別説明会を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上において、決算(四半期決算)短信、有価証券(四半期)報告書、株主総会の招集通知、会社案内、その他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署として経営管理本部内に「経営企画部」を設置しております。	
その他	IR関連雑誌への会社情報や株主優待制度の掲載等により、主に個人投資家を対象にしたIR活動を行っております。また、当グループの各種取引先の皆様に、半年ごとに決算(第2四半期決算)説明会を開催し、社長及び経理部長が決算の内容、事業の状況、今後の事業展開等について説明しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様、取引先の皆様、株主の皆様、従業員等のステークホルダーの立場の尊重について規定した「ジョーシングループ行動宣言」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の本社ビルは環境マネジメントシステムの国際標準規格ISO14001の認証を、また当社子会社のジョーシンサービス株式会社ファクトリーサービス部は品質管理及び品質保証活動の国際標準規格ISO9001の認証をそれぞれ取得しております。更に、都市部のヒートアイランド現象等を緩和するために屋上緑化庭園「ジェイ・ガーデン」の当社本社ビルへの設置や緑化駐車場「ジェイ-ecoパーキング」の岸和田店他41店舗への導入、省エネ家電普及促進活動の一環として「スマートライフジャパン推進フォーラム」への参加及び省エネ型家電製品の販売促進活動や、電気自動車の家庭用充電コンセント設置見積もり等の、「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」を積極的に推進するなど、地域社会の人々が安心かつ快適で健康に暮らせる環境の維持と創造を社会的使命とする、責任ある企業活動を目指しております。 また、当社は社長直轄のCSR推進室を設置し、CSR委員会の開催やグループ行動規範の制定等、当グループが果たすべき社会的責任に関する政策立案やコンプライアンスの推進にあたっております。既に、お客様の個人情報を含む情報資産を保護するため、情報セキュリティ基本方針、個人情報保護方針を制定するとともに、情報セキュリティマネジメントシステム、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、グループ全体で推進活動を展開しております。この結果、当社は2005年4月25日付で大企業小売販売事業者として初の「プライバシーマーク」の付与・認定を財団法人日本情報処理開発協会(現・一般財団法人日本情報経済社会推進協会)より受け、2005年5月13日より同マークの使用を開始しております。 更に、2006年5月には「内部統制システムの構築に関する基本方針」(最終改定日2017年5月11日)を、2007年12月には「製品安全自主行動指針」を制定するなど、当グループのステークホルダーに対する社会的責任を果たすための体制整備と推進活動を展開しております。この結果、日頃の製品安全活動が評価され、2008年11月、2010年11月及び2012年11月に「製品安全対策優良企業表彰 経済産業大臣賞」を、大企業小売販売事業者部門において初めて3連続受賞し、2014年6月には新たに創設された「製品安全対策ゴールド企業マーク」を初めて授与されました。また、事業継続マネジメントシステム国際規格「ISO22301:2012」の認証を2017年1月に、国内の大手小売業で初めて取得しました。 なお、これら取り組みをまとめたCSR報告書を2006年6月に家電量販事業者で初めて発行しております(2019年6月に「Joshinまごころ統合報告書2019」を発行)。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、この基本方針に基づき、会社法及び会社法施行規則に定める当グループの業務の適正を確保するための体制を、また、金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

- (1) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス統括責任者(経営管理本部長を務める取締役)を委員長とする「CSR委員会」を設置する。
 - 2) コンプライアンスの推進については、社長直轄の「CSR推進室」を設置し、「ジョーシングループ行動規範」を制定するとともに、当社及び子会社の役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。
 - 3) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス統括責任者(経営管理本部長を務める取締役)を通じてトップマネジメント、取締役会、執行役員会、監査役に報告される体制を構築する。
 - 4) 「公益通報体制運営基準」を設け、組織的・個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の窓口を整備するとともに、通報者が相談または通報したことを理由として不利益な扱いを行わないこと等を具体的に規定した公益通報制度を導入する。
 - 5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することを「ジョーシングループ行動規範」において全社員に徹底し、対応体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各マニュアル等に従い、保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
 - 2) 情報の管理については、情報セキュリティ管理基準、個人情報管理基準を制定する。
- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 損失の危機を管理する組織として「リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社からなる企業集団を取り巻く様々なリスクについて把握・分析・評価し、適切な対策を実施するなど、リスク管理体制の整備を推進する。
 - 2) リスク管理委員会は、「CSR委員会」の下に設置された「コンプライアンス・プロジェクトチーム」や、内部統制制度への対応を行う「内部統制プロジェクトチーム」、その他個別業務ごとに設置された委員会等と、リスク管理に関し緊密に連携する。
 - 3) 社長に直属する組織として「監査部」を設置し、当社及び子会社各社の内部監査を担当させる。監査部は、内部監査規程に基づき、定期的に内部監査を実施する。監査実施項目・実施方法等については、監査部が定期的にこれを見直す。
 - 4) リスク管理委員会は、有事における事業継続を有効に機能させるための体制として事業継続マネジメントシステム(BCMS)を整備し推進するため、リスク管理委員会の下に「BCMS推進ワーキング会議」を設置する。
 - 5) 不測の事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づく災害(事故)対策委員会を招集し、損害の拡大防止にあたる。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務ラインにおいて目標達成のために活動することとする。
 - 2) 定例の取締役会を毎月2回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - 3) 取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を選任する。
 - 4) 変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。
 - 5) 業務の効率化のため、必要な電子化を推進する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 子会社取締役に当社取締役に就任させる。
 - 2) 子会社監査役に当社監査役に就任させる。
 - 3) 当社及び子会社各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、CSR推進室が、当社コンプライアンス統括責任者の指示のもと、企業集団のコンプライアンスを総括・推進する体制とする。
 - 4) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。
 - 5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社においても(4) 1) 4) 5)について準用する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会決議により、これを定める。
 - 2) 当該従業員に関する具体的な人事については、監査役の同意を得て取締役会がこれを定める。
- (7) 取締役及び執行役員その他の従業員が監査役に報告するための体制
 - 1) 取締役及び執行役員その他の従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
 - 2) 取締役及び執行役員その他の従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - 3) 当社子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - 4) 当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に周知する。
 - 5) 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記1)から4)については社外取締役に準用するものとする。
- (8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査役は取締役会その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとする。
 - 2) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的に連携を図っていく。
 - 3) 監査役は、監査部から当社及び子会社各社の内部監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的に連携を図る。
 - 4) 監査役の職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還の請求を行ったときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - 5) 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記1)から4)については社外取締役に準用するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は以下のとおり反社会的勢力排除に係る基本方針を定めております。

当社及びグループ各社は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(犯罪対策関係会議公表)に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かい、断固排除いたします。また、事業者としての社会的責任を果たし、社会から信頼される企業を目指すべく、以下の基本原則を遵守します。

(1) 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 1)組織としての対応
- 2)外部専門機関との連携
- 3)取引を含めた一切の関係遮断
- 4)有事における民事と刑事の法的対応
- 5)裏取引や資金提供の禁止

(2) 基本原則に基づく対応

- 1)反社会的勢力による不当要求は、人の心に不安感や恐怖心を与えるものであり、担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥ることもあり得るため、組織全体として対応します。
- 2)反社会的勢力による不当要求に対応する社員の安全を確保します。
- 3)反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察・暴力通報運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連帯関係を構築します。
- 4)反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
- 5)反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- 6)反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行いません。
- 7)反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定(以下「方針決定」といいます。)を支配する者は、長年にわたり築き上げたお客様、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならないと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様のご意見に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主に対して買付提案の内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(2) 基本方針実現のための具体的な取組みの概要

1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

さらに当社は、コーポレート・ガバナンスの充実にも積極的に取組み、CSR推進室の設置を含め内部統制システムの整備に努め、公益通報体制の整備・プライバシーマークの認定取得(2005年4月)・ISO14001の認証取得(2000年3月)などに加え、省エネ型製品普及推進優良店にも数多くの店舗が認定されております。さらに、創業時から実践してまいりました取組みが評価され「製品安全対策優良企業表彰 大企業小売販売事業者部門 経済産業大臣賞」を3回連続で受賞(2008年、2010年、2012年)し、同制度が新たに創設した「製品安全対策ゴールド企業マーク」を使用する条件を満たしていることから、栄誉ある当該マークの授与第1号として選ばれました。また、2006年6月には、こうした取組みをまとめたCSR報告書を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております(2019年6月に「Joshinまごころ統合報告書2019」を発行)。このように当社は、法令・社会規範の遵守や環境保全といった企業としての社会的責任を果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2007年6月22日開催の当社定時株主総会での決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」を導入し、2010年6月25日開催の当社定時株主総会、2013年6月27日開催の当社定時株主総会、次いで2016年6月28日開催の当社定時株主総会において、それぞれ一部改定を行った上で更新いたしました。(以下「前対応方針」といいます。)前対応方針の有効期間が、2019年6月25日開催の当社定時株主総会の終結の時までであるため、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、2019年5月10日開催の当社取締役会において、前対応方針を更新することを決定し、同定時株主総会において決議されております。(以下「本対応方針」といいます。)

(3) 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

基本方針の実現に資する特別な取組みについては、お客様に快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取組みであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、株主の皆様が十分な時間や情報に基づいて判断すること等を可能にするために本対応方針への更新を決定したものであり、本対応方針は、基本方針に沿った取組みであると考えております。

その内容としても、予め大規模買付者が遵守すべき一定のルールを設定し、大規模買付者がかかるルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合にのみ一定の対抗措置を採るものとされていることから、本対応方針は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応方針は、当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置しております。そして大規模買付者に対する対抗措置の発動を行うか否かの判断を行う場合には、当社取締役会が独立委員会に対して諮問し、かかる諮問に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重することで、当社取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっております。このようなことから、本対応方針は、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(A 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、B 事前開示・株主意思の原則、C 必要性・相当性の原則)を充足しており、高度の合理性を有する措置であります。

本対応方針は、前対応方針と同様に、3年ごとにその継続の可否について株主の皆様にご判断をいただく予定となっております。この点からも、本対応方針は、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

※本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ掲載の2019年5月10日付開示資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)更新のお知らせ」をご覧ください。

URL <http://www.joshin.co.jp/joshintop/ir1.html>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、上場会社という立場で証券市場に参加する企業として、株主・投資者との信頼関係を構築・維持するために、投資判断に影響を及ぼす重要な事実や決算情報等については、迅速、正確かつ公平な適時開示を実施することが極めて重要な責務であると認識し、取り組んでいます。

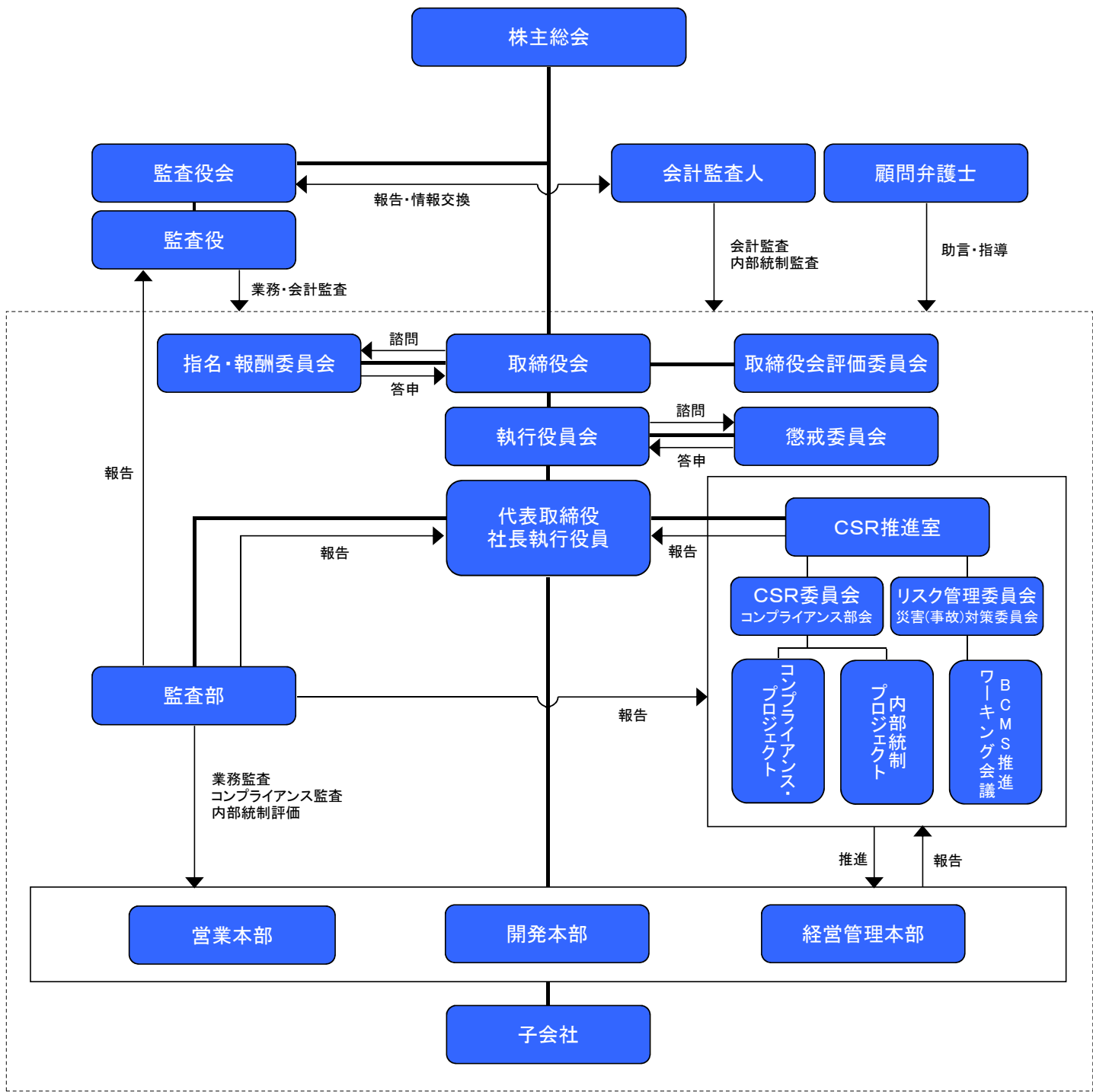
2. 適時開示に関する社内体制

当社の適時開示に係る社内体制は別紙のとおりであります。

3. 適時開示の方法

適時開示は原則として日本取引所グループが運営する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」において開示し、併せて各記者クラブへの資料投函を行っております。また、開示資料は当社ホームページに速やかに掲載することとしております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

